

平成30年2月16日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

電気温風機（セラミックファンヒーター）に関する事故（リコール対象製品）について  
（詳細は次頁以降参照。）

- |  |    |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故<br>（うち石油ストーブ（開放式）2件）  | 2件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因が疑われる事故<br>（うち電気温風機（セラミックファンヒーター）1件）         | 1件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、<br>製品起因か否かが特定できていない事故<br>（うち空気清浄機（加湿機能付）1件、延長コード1件） | 2件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議（※）<br>において、審議を予定している案件<br>該当案件なし           |    |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

※正式名称は「消費者安全調査委員会製品事故情報専門調査会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議」という。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

## 6. 特記事項

### 株式会社電響社が輸入した電気温風機（セラミックファンヒーター）について （管理番号：A201700735）

#### ①事件事象について

事務所で、株式会社電響社（法人番号：7120001039110）が輸入した電気温風機（セラミックファンヒーター）を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

#### ②当該製品のリコール（無償製品交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、当該製品のヒーター一部とリード線接続部のカシメ不良により、当該接続部が異常発熱し、出火した可能性があることから、事故の再発防止を図るため、2016年（平成28年）5月20日にウェブサイトへ情報掲載し、翌21日に新聞社告を行うとともに、販売店等への協力要請を行うなど、対象製品について無償製品交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A201700735）が上記の事象によるものかどうかは現時点では不明です。

#### ③対象製品：製品名、型番、販売期間、対象台数

製品名	型番	販売期間	対象台数
電気温風機 （セラミックファンヒーター）	DTC-A1215-WH	2015年10月 ～	3,728
	DKTC-A1215-WH		
	DKTC-A1215-BR	2016年3月	

2016年（平成28年）5月20日からリコール（無償製品交換）を実施  
回収率：64.1%（2018年1月31日時点）

#### <リコール対象製品での事故件数>

当該事故（管理番号：A201700735）発生以前の、対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故（リコール開始の契機となった事故を含む。）の件数は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

年度	事故件数	被害状況	年度	事故件数	被害状況
2017年度	0	—	2013年度	—	—
2016年度	1	火災	2012年度	—	—
2015年度	2	火災	2011年度	—	—
2014年度	—	—	2010年度	—	—

<対象製品の外観及び確認方法>

本体機種の型番は、製品の背面下部の定格ラベルに記載しています。

<外観>



<型番の確認方法>



型番

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う無償製品交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

株式会社電響社 セラミックヒーター 交換窓口

電話番号：0120-257-217

※専用フリーダイヤル（無料）（携帯電話からも利用できます。）

受付時間：10時～17時（土・日・祝日、事業者休業日を除く。）

ウェブサイト：<http://www.denkyosha.co.jp/notices/info160520.html>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：柳川、平野、清重

電話：03-3507-9204（直通）

FAX：03-3507-9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、高橋

電話：03-3501-1707（直通）

FAX：03-3501-2805

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700736	平成30年2月5日	平成30年2月14日	石油ストーブ(開放式)	LC-329	株式会社トヨミ	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	
A201700737	平成30年1月11日	平成30年2月14日	石油ストーブ(開放式)	RS-H293E	株式会社トヨミ	火災 軽傷2名	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生し、2名が軽傷を負った。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年2月9日

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700735	平成30年1月11日	平成30年2月14日	電気温風機(セラミックファンヒーター)	DTC-A1215-WH	株式会社電響社 (輸入事業者)	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	山口県	平成30年1月25日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年1月12日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し嚴重注意 平成28年5月20日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:64.1%

### 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A201700733	平成29年12月30日	平成30年2月13日	空気清浄機(加湿機能付)	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	兵庫県	事業者が重大製品事故として認識したのは平成30年1月31日
A201700734	平成30年1月31日	平成30年2月13日	延長コード	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	熊本県	

### 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、製品事故調査判定合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし